

諮問事項

富士北麓地域における景観保全型広告規制地区の指定について

1 指定の背景等

世界遺産に登録されたすばらしい豊かな景観を守り育む必要がある。

また、富士山の世界文化遺産登録に伴い、イコモスにより、屋外広告物等が富士山や周辺地域の美しい景観を阻害していると指摘されており、屋外広告物について、規制を強化する必要がある。



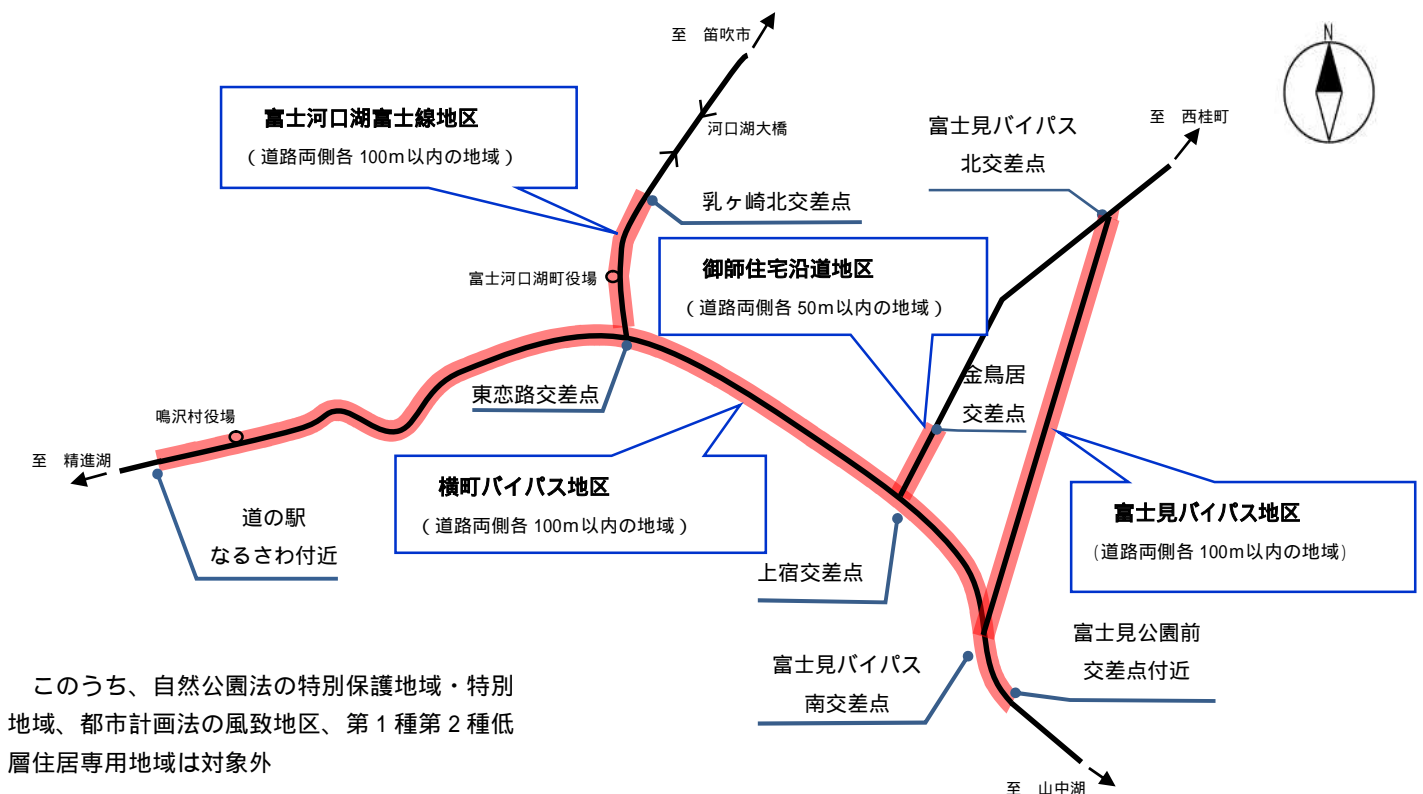
現在、屋外広告物は、全県を5つの地域（2つの禁止地域と3つの許可地域）に分けて規制
しかし、5つの地域の基準を変更すると、全県に波及するため、エリアを限定して許可地域の基準を強化できる地区指定を行う。



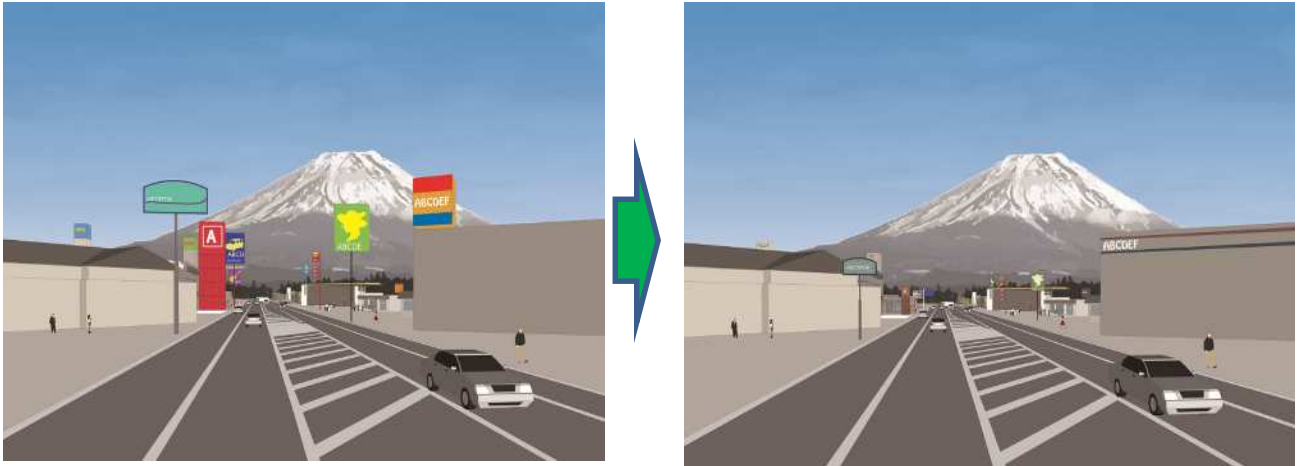
景観保全型広告規制地区を指定
（山梨県屋外広告物条例第7条の3の規定により指定可能）

2 指定する地区

富士山等への眺望の保全を図ることとし、主要道路の沿線を中心とした以下の4地区を指定
御師住宅沿道地区 横町バイパス地区 富士見バイパス地区 富士河口湖富士線地区



3 目指すイメージ



富士山などの眺望景観の保全や創出を目指す。そのための主な方針は次のとおり。

色彩を全体的に抑える。

屋上広告物や建植広告物などの高さが高い広告物は抑える。

自家用広告物以外の広告物は必要最低限とし、道標及び案内図以外は抑える。

適用除外となる広告物についても、許可基準にあわせる。

地区ごとに統一的な基準にする。

4 許可基準の強化内容

地区ごとの強化する許可基準は、資料 1 - 1 のとおり。

なお、地区ごとの詳細な基準については、現況を踏まえ決定した。

5 経過措置について

既存のもので、かつ適法のもものは、従前のとおり

(山梨県屋外広告物条例第 10 条の 2 第 3 項の規定による)

6 適用除外基準について

適用除外となるものの一部基準についても、地区ごとに基準を定めることが可能(山梨県屋外広告物条例施行規則第 10 条第 2 項第 2 号の規定による)

今回、新たに強化する基準にあわせ、これを一体的に制限していく。

なお、詳細な基準は、資料 1 - 2 のとおり。

7 地区ごとに統一的な基準にすることについて

今回指定する地域の一部において、第 2 種禁止地域(道路から展望できる範囲で知事が指定する範囲)の範囲がある。

しかし、この禁止地域においても、例えば自家用広告物の場合、屋上広告物は設置可能であったり、建植広告物についても高さ 10 m まで設置可能など、景観保全型広告規制地区の許可基準よりも大きいものができてしまい今回目指すものを達成できないため、本禁止地域についても、本景観保全型広告規制地区に変更し一体的にコントロールする。

なお、変更する区域は次のとおり。

変更する禁止地域	該当する景観保全型広告規制地区
(1) 中央自動車道富士吉田線からの展望範囲の一部	横町バイパス地区、富士見バイパス地区
(2) 国道 138 号及び 139 号からの展望範囲の一部	横町バイパス地区
(3) 東海自然歩道からの展望範囲の一部	横町バイパス地区、富士見バイパス地区

8 市町村との協議結果

条例の規定に基づき市町村と協議を行った。その結果は次のとおりであった。

市町村名	回答
富士吉田市	意見なし
富士河口湖町	特になし。ただし、住民への説明は理解が得られるよう、配慮を求める。
鳴沢村	意見なし

9 住民や事業者の方等からの意見

公告縦覧時の意見

区域や基準案等を、公告及び縦覧し意見を求めた。(山梨県屋外広告物条例第7条の3第3項において準用する同条例第7条の2第2項及び第4項の規定による)

その概要は下記の通り。

縦覧期間	平成26年8月4日(月)~8月18日(月)
閲覧場所	美しい県土づくり推進室、富士東部建設事務所、地元3市町村 また、ホームページでも閲覧可能とした。
意見書提出方法	メールもしくは郵送、持参
意見書内容	概要は、資料1-3のとおり。なお、意見書の全文は資料1-4のとおり。

説明会時の意見

住民や事業者の方等の理解を得るため、説明会を実施した。その概要は下記の通り。

開催日時	平成26年7月18日(金)14:00~16:00
開催場所	ふじさんホール(小ホール)(富士吉田市内)
参加者数	約70名
説明会周知方法	市町村広報及び沿線事業者へのチラシ配布、ホームページ等
意見概要	資料1-5のとおり

1.0 今後の予定

告示	平成26年9月末頃
周知期間	平成26年10月~平成27年3月
施行	平成27年4月~